

自転車の運転による交通の危険を防止するための

講習に関する規定の整備

平成27年

6月1日 施行

自転車運転者の安全講習

5万円以下の罰金

一定の危険な違反行為をして2回以上摘発された自転車運転者（悪質自転車運転者）は

公安委員会の命令を受けてから3ヶ月以内の指定された期間内に

自転車運転者講習を受けなければいけません。

14歳以上が対象となります。

受けなければ

危険な違反行為

とはどんな行為？

1 信号無視

自動車同様に信号機に従う義務があります

横断歩道をわたる場合は歩行者用信号に従ってください



2 通行禁止違反

自転車通行禁止の道路標識のある道路は通行できません

標識



3 歩行者用道路徐行違反

歩行者用道路を通行するとき徐行しなければいけません

標識



4 通行区分違反

車道の左側を通行しなければいけません

自転車は軽車両ですから車道の左側を通行してください

6 遮断踏切立入り

踏切の遮断器が閉じようとしている、閉じている時、警報器が鳴っている時、踏み切りに入ってははいけません。



7 交差点安全進行義務違反等

信号機のない交差点では道路標識等によって示された優先道路を通行します。

明らかに幅の広い方の道路が優先します。

徐行・一時停止の道路標識が無いほうが優先となります。

上記で優先関係が定まらない場合、左方優先となります。

これらはすべて自転車にも適用されます。

8 交差点優先車妨害等

自動車同様に信号機に従う義務があります

5 路側帯通行時の歩行者通行妨害

自転車は道路左側の路側帯を通行できる場合があります。その場合、歩行者の通行を妨げない速度と方法で進行しなければいけません



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備

危険な違反行為 とはどんな行為？

9 環状交差点の安全進行義務違反
 環状交差点に進入する場合は、自転車も含む車両の進行を妨害してはいけません。

10 指定場所一時不停止等
 交差点の手前に一時停止の道路標識があれば、停止線の直前で一時停止をしなければなりません。



11 歩道通行時の通行方法違反
 歩道のある道路では自転車は条件により歩道を通行できる場合もありますが、原則として車道を通行しなければなりません。歩道を通行する場合、歩行者の妨害となる場合には、一時停止をしなければなりません。



12 ブレーキ不良自転車運転
 自転車には、前輪と後輪の両方に所要の性能を満たすブレーキをつけなければいけません。



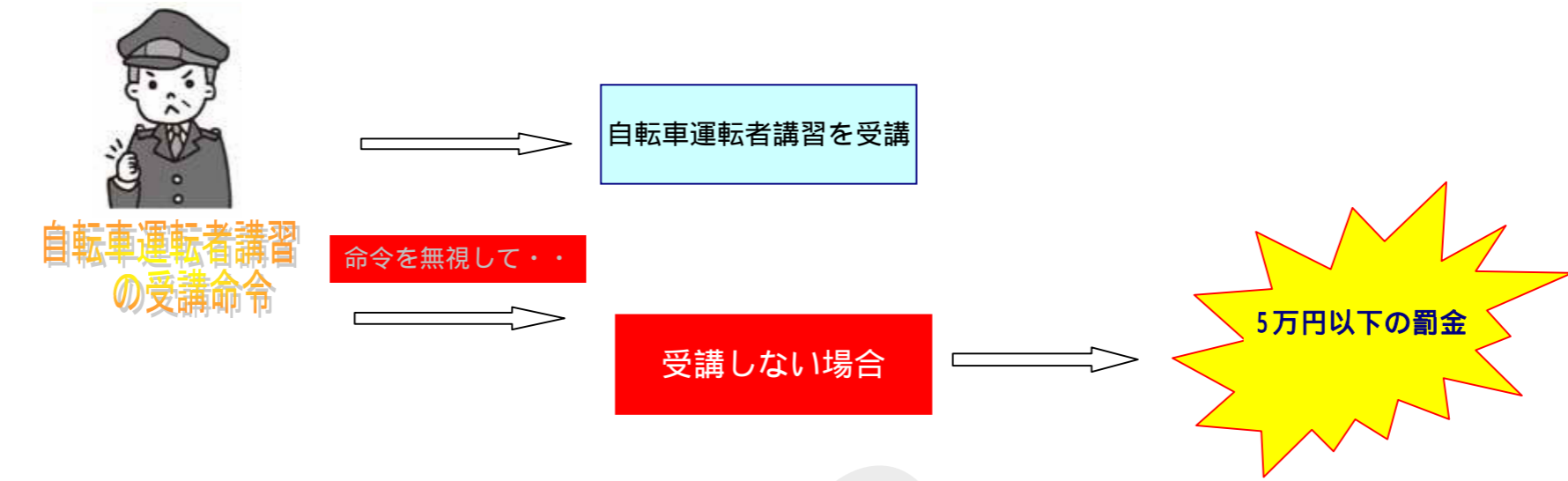
13 酒酔い運転
 自転車も車同様飲酒運転が禁止されています。

14 安全運転義務違反
 傘をさしながらの運転や、大音量で音楽等を聴きながらの運転、スマートフォンを操作しながらの運転も禁止されています。



自転車の運転による交通の危険を防止するための

講習に関する規定の整備



自転車安全講習

- 講習時間 **3時間**
- 講習手数料 **各都道府県条例で定められます**
- 講習ポイント
 - 1 運転者としての資質の向上に関する事項、自転車の運転について必要な適正並びに道路交通の現状及び交通事故の実態、その他の自転車の運転について必要な知識について行う。
 - 2 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつその方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う。
 - 3 自転車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。

